

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和 2 年 12 月 15 日付け鴨川市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 協議が調っている路線又は営業区域
 長狭地域（主基地区、吉尾地区、大山地区）及び鴨川地域（田原地区、西条地区、鴨川地区、東条地区）
- 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 区域運行（利用者の登録乗降場所及び共通乗降場所のそれぞれの間を送迎）
 ※鴨川地域の共通乗降場所間の移動は不可とする

- 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

		降車	
		長狭地域	鴨川地域
乗車	長狭地域	300 円	600 円
	鴨川地域	600 円	－

- 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
 - 運 行 日 毎週月曜日～金曜日 ※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）除く
 - 運行時間 午前 8 時から午後 4 時まで
 - 運行車両 2 台
 ※運行は 1 台とし、もう 1 台は、不測の事態に備え代替え車両とする。
 - 利用方法 ・利用対象者は、長狭地域在住の事前に利用登録をした者とし、利用は、事前予約によるものとする。
 ・利用者については、1 人で乗降できる者とする。ただし、介助者がいる場合には、この限りではない。

令和 2 年 月 日
 鴨川市地域公共交通会議
 会長 小柴 祥司